# 税務相談室

## 寄　附　金　控　除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

**質問１**　昨年、長男の大学進学に際し、某私立大学に500万円の寄附をして入学手続を取りましたが、都合により取りやめ国立大学へ入学させました。

入学手続の際の条件として、納入した寄附金は返戻されないことになっています。この場合、私立大学へは入学していませんので、この寄附金は入学に関して為した寄附金には該当しないものと思っています。したがって、寄附金控除をしてよろしいでしょうか。

**回　答**　この場合の寄附金は、学校の入学に関してするものに該当するもので、寄附金控除の対象となる特定寄附金にはなりません。

「学校の入学に関してする寄附金」とは、自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるもの、その他入学と相当の因果関係のあるものをいうものとされています。この場合、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集される部分を除きます。）は、原則として、「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当するとされています。

なお、①自己又は子女等の入学を希望して支出する寄附金は、入学辞退等により結果的に入学しないこととなった場合でも、この「入学に関してする寄附金」に該当し、また、②自己又は子女等が入学する学校に対して直接支出する寄附金のほか、その学校と特殊の関係にある団体等に対して支出するものも「入学に関してする寄附金」に該当します。

# お知らせ　北海道ドクターズゴルフ大会についてのお知らせ

令和８年７月２日（木）に開催いたしました「北海道ドクターズゴルフ協議会役員会」において、昨今のゴルフ人口の減少・高齢化、ゴルフ場の確保が厳しい状況であることから、標記大会の今後の運営について協議を行い、下記のとおりとなりましたことをご報告申し上げます。

記

**【第59回大会（令和９年度）について】**

担当できる医師会がないことから、開催を中止とさせていただきます。

**【第60回大会（令和10年度）について】**

札幌市医師会の担当で開催いたします。詳細については、令和９年度に入りましてからご案内いたします。

**【今後の大会運営について】**

第61回大会以降の開催は、現時点では未定です。今後、協議会役員会にて検討いたします。

―医業経営・福利厚生部―